



来週の投資戦略 (6/26-30)

RSI70 超えはなさそう

2023年6月25日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 6月26日、日銀、金融政策議事要旨 — 前回の議論は？
- 6月28日、FRB、ストレステスト結果を発表 — 不合格は？
- 6月30日、6月の東京都消費者物価指数（生鮮食品を除く） — 前年比+3.4%？
- 6月30日、5月の鉱工業生産指数 — 前月比マイナス1.0%？
- 6月30日、6月の欧州の消費者物価指数 — 前年比+5.6%？
- 6月30日、5月の米国の個人消費支出（PCE コア・デフレーター） — 前年比+4.7%？

株式市場見通し

先週日経 225 が 11 週ぶりに下落した。先週木曜日に発表された投資家別売買動向で、海外投資家が現物市場で 64 百億円買い越したものの、先物市場で 60 百億円売り越したため、海外投資家の爆買いはそろそろ終わりに近づいたかとの見方が強まり、金曜日に利食い売りが一斉に出た。円安が強まったが、株式市場は反応しなかった。来週は株主総会のピークを迎える。先週までは株主提案への賛同率が高くなかったが、来週はどうか。経済指標では、日米欧で消費者物価指数の発表が注目されよう。

先週までに開催された株主総会では、トヨタ自動車（7203）の取締役を議決権行使助言会社が反対すると表明したが、全て会社議案通りに進んだ。他の会社でもいわゆるアクティビストが提案した議案は否決された。例えば、コスモエネルギーホールディングス（5021）に対する大株主シティインデックス・インベスメントの提案、日本証券金融（8511）に対するストラテジックキャピタルなどの提案。27日開催のセコム（9735）の株主総会に対してロンシャン・SICAV が提案した自己株式取得の件などは一般株主でも納得のいく内容であるが、総会での議決はどうなるか。

さて、月曜日に前回の日銀の金融政策決定会合の議事要旨が発表される。植田日銀総裁が就任前に比べて、金融政策修正の気配すら見せなくなったが、議事要旨を見て確認することになるか。委員の中にはイールドカーブコントロール（YCC）の修正を望む声もあるが、まだ少数意見であることが確認されるか。黒田総裁のように大幅な円全面安を放置すると、わが国でも物価見通しが下がらないということにならないか。

先週末の投資指標でみると、日経 225 の予想株価収益率（PE）が 15.0 倍、プライム市場は 15.4 となった。株価純資産倍率（PB）も 1.3 倍台になっており、市場全体の PB1 倍割れは過去の話になったと見ている。過去 20 年のテクニカルデータを見ると、相対力指数（RSI）が 70 を超えても買い続けられた時は小泉政権誕生時、アベノミクス開始時、黒田バズーカ第 2 弾の時だった。約 10 カ月間継続した。現在の RSI が先週末 68 に到達したが、前回の様な異次元の世界に入らず、通常の軌道に戻りそうだ。

KPA の投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。